

米国教育法研究の歴史的展開

— 制定法研究の動向を中心に —

広島文化女子短期大学 松 元 健 治

Abstract

A Historical Development of the School Law Research in the
United States : Review of the Research on Statutory Law

Kenji MATSUMOTO, Hiroshima Bunka Women's Junior College

The research relating to school law generally consists of analytical summaries of constitutional provisions for education, legislative enactments and administrative rules and regulations relating to schools, and studies of judicial decisions on questions to schools and their administration.

In the United States, the state legislature which has plenary and absolute power to make laws governing education, has increasingly enacted various statutes on education. And the federal influence which acts to shape public education by establishing legislation has become stronger over the years. This trend has required more detailed and synthetic research on statutory laws.

The purpose of this paper is to review the school law research in the U.S. and to clarify the historical development of the research on statutory law especially.

The contents of this paper are as follows ;

1. Introduction
2. The legal foundations of public education ; the background of school law research
3. The development of school law research
4. The historical development of the research on statutory laws
5. Conclusion

Research on statutory laws in education has been largely of two types : (1) digesting and reporting of new statutes as they are enacted from year to year ; (2) comparative and analytical studies of statutes pertaining to specific phases of educational administration. In recent years, however, other types of research, that is researches based on descriptive data analysis and sociological jurisprudence, have appeared. With the help of those new types of research, researches on school law will be able to achieve more success. Hence farther new types of research can be in our sight.

I はじめに

一般に米国における教育法研究 (school law research) は、個々の研究で用いられる主たる資料によって制定法研究と判例研究との二つに大別されるが、英米法の特質でもある判例法主義が存在するこの国では、判例による法研究が非常に発達しており、教育法においてもこれまで研究の主流は、判例研究を中心として展開してきたと言って良いだろう。

しかし、米国において判例法主義が確立しているとは言え、それは、判例が制定法と同じように法としての拘束性を持つ⁽¹⁾ということであり、したがって制定法はもちろん存在するし、むしろそれが非常に整備されていると言える。そして教育法研究においても、制定法が重要な一次資料として扱われ、これまでかなりの数の制定法を対象とした教育法研究が蓄積している。

そこで本稿では、米国の教育法研究の中でも、これまで我が国ではあまり注目されてこなかった⁽²⁾そうした制定法研究を中心にして、その歴史的な研究の展開と最近の動向を概観することとする。

II 米国公教育の法的基盤……教育法研究の背景

教育はあらゆる社会において論争的になりやすく、法律が問題解決のための主要な装置の一つとして用いられているが、米国においても公教育の設立と管理運営の権限は、法律の中にその基礎が置かれている。一般に、米国の教育は地方分権的と言われてきたが、その特質はこの国のどのような法体系によって説明されるのだろうか。ここでは、教育法研究が対象とするところのそうした公教育の法体系、なかんずく、連邦・州・地方それぞれの政府レベルの制定法の位置づけについて要約して述べてみたいと思う。

まず連邦レベルでは、言うまでもなく連邦憲法が最上位の法として存在する。合衆国憲法修正第10条は「この憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されていない権限は、各州それぞれにあるいは人民に留保されるものとする」と定めている。そして良く知られているように、合衆国憲法には、教育について直接に規定した条項は存在しない。したがって公教育の統制権は、法律上州の主権に属する事項であると解釈される。このことは、これまで裁判で度々審査⁽³⁾され、すでに判例上でも確定された原則となっている。

ただし、連邦憲法が保障している個人の基本的権利は、教育においても当然それが尊重されなければならない、その意味では、教育に関わる法律問題で連邦憲法の規定が依拠される事例は多い。中でも特に修正第14条の平等保護規定 (equal protection of law) と適法手続規定 (due process of law) が最も頻繁に問題とされている。その条文は、個人の権利を守るために州の権限を制約しているが、この規定をめぐって、教育の問題が連邦最高裁判所で審理される事件がこれまで多数発生しており、このような裁判を通しての連邦の教育関与も、特に60年代以降増大し続けている。

さらにまた、合衆国憲法第1条第8節の、一般の福祉の目的のために租税、関税、輸入税、消費税を賦課徴収する権限を連邦議会が有するという、いわゆる一般福祉条項 (general welfare clause) によって、連邦議会は、初期の国有地付与立法以来これまで数多くの法律を制定し、言わば間接的な形で教育に関わってきた。代表的な法律として、モリル法 (1862年)、スミス・レーバー法 (1914年)、国家防衛教育法 (1958年)、初等中等教育法 (1965年)、全障害児教育法 (1975年) などがあるが、こうした法律

に基づいて実施された連邦の補助金政策は、この国の教育水準にとって大きな役割を果たしてきたのである。

次に州レベルでは、州憲法、州法、州教育委員会規則などが教育上の主要な法源となる。独立初期から教育関係の規定を持つ州憲法もあるが、その後、憲法規定の長文詳密化あるいは短文簡略化といった憲法改正の一般的な歴史的過程を経て、現行の憲法規定では、すべての州憲法が教育の州責任について規定している。そしてまた、そのうちかなり多くのものが、教育の組織や運営に関しても具体的に言及している。その規定内容について言えば、各州の憲法規定には、それぞれに特色が見られるけれども、公教育の基本的な形態に関する規定には顕著な類似点も指摘できる⁽⁴⁾

いずれにせよこのような州憲法の規定によって、州議会は教育を管理・運営するための法律を制定する全権を有することとなる。すなわち、連邦政府が合衆国憲法に規定された権限のみを行使できるのに対して、州議会は、州および連邦の憲法で明白に禁じられていないすべての権限を保有するのである⁽⁵⁾。そして、そのような議会の立法活動により制定された州の各種法律の中には、教育関係の規定が数多く含まれており、そうした教育関係法規は各州でそれぞれ法典化され、アンオフィシャルなものも含めて広く刊行されている。そして一般的な州法の規定内容をみると、州と地方の教育行政組織や財政制度、さらには学校経営に関わる諸規定など、教育のほとんどすべての領域にわたって言及しており、教育関係者にとっては重要な法源となっている。

州レベルではこのほか、州教育委員会をはじめ様々な行政機関が設置されており、こうした委員会はしばしば、憲法や州法を実施するために必要な政策や規則を制定する。これらの規定は、憲法および州法に反しない限り、拘束力のある法規として位置づけられる。このように州教育委員会や教育長は、州教育の意思決定機関としての機能も果たすのである。

以上のように、法的に言えば教育は全く州によって統制される事項であり、その意味では、米国の教育法体系がいわゆる地方分権的組織であるとは言えないだろう。ただし、ハワイ州を除くすべての州に地方学区 (local school district) が設置され、主に地方の教育行政運営上の権限はその学区教育委員会に委譲されている。もっとも、州議会によって賦与されるこの委任権限の範囲や程度は、州によってまちまちであり、さらに、地方教育委員会が制定する規則の規定内容によって様々な態様の地方の教育が進められることになるが、現行の状況を見ると多くの場合、教育行政の実施場面では依然として地方にかなりの裁量権が委ねられており、その意味において、米国の教育制度は分権的と特色づけられるのである⁽⁶⁾

以上述べたように、連邦・州・地方という三レベルの政府間にわたる、複雑な法体系によって米国の教育は基礎づけられており、こうした法制度を背景として、広範かつ膨大な量の法律事象を研究対象とする米国教育法研究は、後に述べるように歴史的にも発展してきたのである。

■ 教育法研究の全般的発展状況

制定法による教育法研究の動向をみる前に、判例研究を主流にして進展してきたと言われる米国の教育法研究が、全体的にどのように展開してきたかを、ごく簡単に要約したいと思う。

判例を中心とした米国の教育法研究の歴史的な進展状況については、これまで我が国でも紹介されてきたが⁽⁷⁾(1)教育法関係文献の刊行、(2)大学における「教育法」の開講、(3)学会の設立、などの動向が、

その進展状況を良く特色づけられると思われる。

まず教育法関係文献の刊行状況をみると、初期の文献としては、19世紀末頃から教育と法律との問題を中心に扱った文献が見受けられ始め⁽⁸⁾、同様の文献は1960年頃までにいくつかのものが出版されている。その代表的なものとして M. K. Remmlein⁽⁹⁾や N. Edwards⁽¹⁰⁾らの著書があげられるが、それらは当時の代表的な判例を整理して、教師や学校行政官等に必要な判例上の原則を提供するものであった。そして、こうした初期の研究動向をより象徴的に示すのが、M. M. Chambers によって1933年に創刊された「学校法年報」(The Yearbook of School Law)⁽¹¹⁾である。教育関係の訴訟は、表1に示すように19世紀末頃から急増するが、そうした状況に

対応して、毎年の判例を領域別に整理・要約する年報を Chambers が編集した。第一年報は、生徒、教師、学区などの具体的な事項ごとに全体が14章で構成されており、まだ領域的には十分に整理されてはいない。この企画は、その後第二次大戦中に一時中断したが、戦後また復刊し現在に至っている⁽¹²⁾。1975年の年報は、第1章「管理運営」から以下「財政」、「財産」、「不法行為責任」、「生徒」、「教職員」、「高等教育」の全体が7章で構成されており、判例の領域がかなり類型化されてきている⁽¹⁴⁾。

1960年代以降、判例の件数がさらに増加し領域も拡大するにつれて、そうした大量の判例を整理して、教育に関する裁判上の法理を詳細に提示する研究が多く見られるようになる。E. E. Reutter と R. R. Hamilton の研究⁽¹⁵⁾や、W. R. Hazard の研究⁽¹⁶⁾さらには L. J. Peterson らの研究⁽¹⁷⁾などがその代表的なものであるが、たとえば Peterson らの著書は、教育行政機関、学校、教職員、生徒等に関する法律問題を全体20章にわたって体系的に整理している。

また、D. L. Kirp と M. G. Yudof は、判例と教育の実際との間の相互関係に焦点を当て、教育を受ける権利の問題を総合的に分析した⁽¹⁸⁾。彼らの研究は、従来の規範的な判例研究に留まらず、社会学的手法によって、特に教育の機会均等という教育法の本質の問題を分析している点で、画期的な研究と言える。

このように、研究方法においてもしだいに新しいアプローチが登場し始めるとともに、研究のための資料としても、最近、種々の教育判例集などが刊行されてきており、今後、教育法研究はますます多様な展開をみせるものと期待できるだろう。

次に、大学における「教育法」の授業の開設状況をみると、1971年の調査によれば、回答のあった220の教育学部大学院のうち、191の大学院で「教育法」が開講されている。また、それらの開講された時期は、ネバダ大学の1891年をはじめかなり古く、1960年頃にはおよそ半数の大学院で開講されている⁽¹⁹⁾。た

表1 教育関係訴訟件数の変遷⁽¹³⁾

期 間	州 控 訴	連 邦	合 計
1836 以前	112	0	112
1837～ 46	187	0	187
1847～ 56	263	1	264
1857～ 66	365	2	367
1867～ 76	518	3	521
1877～ 86	787	12	799
1887～ 96	1020	16	1036
1897～1906	2481	15	2496
1907～ 16	1883	22	1905
1917～ 26	3299	44	3343
1927～ 36	4822	67	4889
1937～ 46	4743	89	4832
1947～ 56	4526	112	4638
1957～ 66	4601	729	5330
1967～ 76	7017	3486	10503
1977～ (86)	(6945)	(2605)	(9550)

だし授業は、教員や教育行政官達を対象とした現職教育的性格も強く、授業内容も、代表的な判例に依拠しながら学校の法律問題を考察するという形態が多いようである。また、講師について言えば、弁護士が非常勤として担当している例も多いようである。²⁰⁾しかしいずれにせよ、独立した学科目としてかなり古くから大学で開講されていたことは、教育法研究の必要性を示す事柄として注目されると思う。

最後に学会の設置について言えば、世界で最初の教育法学会と言われている「教育法問題研究全国協会(National Organization on Legal Problems of Education: NOLPE)」が結成されたのは1954年のことである。²¹⁾ 当時は、すでに述べたように、教育関係訴訟の増加に伴って関係文献の刊行が多くなり、また、大学でも教育法の講義の開設がかなり一般的になってきた時期であった。そうした動向の中で、教育行政学者・教育行政官・弁護士などによって結成されたこの学会は、時の教育法問題を討議する総会を毎年開催するとともに、1972年からは先述の「学校法年報」を編集するなど、教育法研究の中心的役割をはたす団体になっており、主要な研究テーマや論議の傾向を把握する上で、この学会の動向はみのがせない。

以上のように、米国の教育法研究は、他の国と比較しても歴史的にかなり古くから発展してきたと言えると思う。そしてその内容に関しては、どちらかと言えば教育の法的問題の解決に研究の主眼が置かれており、そのために必然的に判例研究主体に研究が進められてきたのである。そしてそれはまた、初めにも述べたように、何が法であるかの最終決定権が裁判官に与えられており、判例法すなわち裁判所の判決に基づく法を第一次的法源とする、英米法独特の法制度にその背景があるのである。

Ⅱ 制定法研究の進展

米国の法律文献は、第一次資料(Primary Sources)、検索書(Finding Tools)、第二次資料(Sec-ondary Materials)の三種類に分けられるが、このうち第一次資料とは、国家的強制力のある規範であり、立法府の制定法、裁判所の判決、行政府の裁決および命令、ならびに行政機関の規則および裁定が含まれる。このうち連邦の制定法および州の制定法と上訴裁判所の判決が、最も重要な第一次法源として、法研究の主要な資料とされている。²²⁾

これは、教育法研究においても同様であり、たとえば Chambers は教育法の研究を、制定法の研究と裁判所の判決の研究とに分け、制定法を特に、憲法と議会制定法とに限定してとらえている。²³⁾ また J. W. Best は、教育法研究を歴史的研究に位置づけ、研究対象の歴史的資料として、法として拘束力を持つすべての制定法と判例との二つに分類している。²⁴⁾ このように、制定法を広義に解釈するかあるいは狭義に解釈するかは相違はあるが、いずれにしても制定法と判例とを教育法研究の主要な研究対象として位置づけるのは一般的であると言える。

ところで前節で述べたように、米国の教育法研究は、特にその一般的な法制度の特質を背景として、判例研究を中心に研究が進められてきたのであるが、法研究の類型としては、上述のように制定法を対象とする研究方法は、判例研究と並列的に位置づいており、特に今世紀初頭以降の法規範の立法化傾向に伴って、この種のタイプの研究が数多く着手されてきた。そこで以下では、米国の教育法研究の中でもこれまで見過ごされがちであった、制定法を対象とした研究に注目して歴史的に概観し、その研究方法の特色や動向について検討したいと思う。

(1) 19世紀末～1950年代の研究

1642年のマサチューセッツ植民地の法律を初めとして、法制定を通じた政府機関の教育に対する関与の歴史は古く、1820年頃にはすでに、当時の州のほとんどが憲法や州法の規定の中に教育条項を定めていた。⁸²⁾しかし領域別に法律制定の経過をみると、たとえば1886年段階では、憲法及び州法に教育関係の諸領域で規定を有する州の数は、表2に示したとおりであるが、当時の38州のうち、州教育委員会について規定している州が26州、教科書選定が31州、義務就学が15州という具合に、内容によって法制定の状況はまだ多様である。そして教育事項の立法化が本格化するのも、その後から今世紀の前半にかけてのことであり、したがって教育法研究の対象として、そうした制定法を取り上げたものが見られるのもまだ少し後のことである。

W. W. Keesecker⁸⁷⁾と M. Chambers⁸⁸⁾の、教育法研究の動向に関する論文と文献紹介は、それぞれ初期の教育法研究について詳しいが、それらによると、制定法を対象とした研究に関しては、19世紀の末頃からいくつかの研究が散見されるようになる。そうした中で、初期の州憲法の規定を分析している1875年の F. B. Hough の研究⁸⁹⁾や、植民地時代の教育関係の法規定を整理している1899年の E. W. Parsons の研究⁹⁰⁾などが古い方に属するだろう。

この時期の研究は、法規定自体が簡素であることもあって、研究の対象領域がまだそれほど多様ではなく、いくつかの特定の領域について関連の憲法規定や州法規定の内容を整理するものが多い。たとえば、義務就学法に関する W. S. Deffenbaugh と W. W. Keesecker の研究⁹¹⁾カリキュラム及び教科書制度に関する J. K. Flanders⁹²⁾や C. J. Tidwell⁹³⁾の研究、学校財政の法律に関する F. H. Swift と B. L. Zimmerman の研究⁹⁴⁾などがその代表的なものであるが、それぞれ、主に各州の州法規定を要約したり相互に比較検討しながら、関連事項についての制定法上の規範を明確にすることを研究の目的としている。

たとえば Deffenbaugh と Keesecker の研究は、1918年のミシシッピ州法を最後に全州で規定されるにいたった義務就学法の規定内容を要約して、各州の義務就学法制に関する明確な資料を提示することを目的としているが、その研究目的について彼らは、「各州の義務就学法の特色について頻繁に求められる質問に対する回答を用意する」と述べている。⁹⁵⁾これは、この時期のこの種の研究が、教育立法化の動向に対応して法規解説的内容を求められていたことを良く表していると思う。

州憲法の教育規定のみに限定した研究はそれほど多くはないが、その中で、1931年の J. M. Matzen の研究⁹⁶⁾は、特色のある研究として注目される。彼は、独立以降の州憲法の教育規定を分析し、その結果と関連させて、公教育組織化の背景を総合的に研究している。彼の研究によると、1776年から1929年の間に128の州憲法が採択され、そのうち115のものが教育規定を有しているという。そしてさらに具体的な規定内容を整理しているが、結論として、州憲法の教育規定は、教育に対する州議会の望ましい関

表2 公教育関係の制定法規定保有州数⁸⁶⁾

規定の領域	州数	比率(%)
州教育委員会	26	68
州教育長	38	100
カウンティ教育長	27	71
地方教育委員	34	89
公立学校基金	37	37
教員資格認可	34	89
義務就学	15	39
教科書選定	31	82
人種別学	23	60

(1885年度)

与の程度を定めていると説明している。このように、単なる法規定の整理に留まらず、その背景についてもかなり詳細に分析している点でこの研究は注目されてきた。⁽³⁷⁾その他、個別の州憲法を対象としたものでは、ミシガン州の J. B. Edmonson の研究⁽³⁸⁾や、ニュー・ジャージー州の C. G. Leech の研究⁽³⁹⁾などがあるが、これらは、それぞれの州の教育制度を憲法と州法の規定によって詳細に記述しておりその点では、教育制度史的な研究と言えよう。

ところで、先に述べたように、Deffenbaugh と Keesecker らの研究に代表されるこの時期の研究は、全国的な法整備の動向に対応して、教育関係の主要な領域について法規定の状況を広く紹介することが中心的な課題とされているが、その意味で、この時期の教育法研究の分野で注目されるのは、連邦教育局による一連の研究である。連邦教育局からは調査・統計業務の一環として、19世紀後半頃から制定法規定を扱った報告書が多数刊行されているが、中でも教育関係主要制定法のレビューを担当した Keesecker は、学校法規の専門官として今世紀初め頃から1950年代までの長期にわたって、多様な領域に関する制定法規定の研究報告書を多数手がけている。⁽⁴⁰⁾代表的なものとしては、幼稚園の設置及び管理についての州法を網羅したもの⁽⁴¹⁾、中等教育の運営に関する州法及び委員会規則を整理したもの⁽⁴²⁾などがあるが、彼は、1952年の「学校法の手引き」で、教育法研究の意義について、「不断に続く教育法の改善に対する関心を喚起し、法制定の必要性を確認する」⁽⁴³⁾ことを指摘している。これは、米国の制定法が固定的なものでなく、裁判上の動向等に応じて常に改正・追加されることを背景として、教育法研究が法改正に向けての実際的な研究として認識されていることを示唆している。

同様の趣旨で NEA が実施している一連の研究にも、制定法研究の領域に含まれるものが多い。それらは方法的には教育局のものと同様だが、研究領域に特徴があり、教員の資格認可やテニユアに関する法規定を分析した研究などは継続的に実施されており、この領域の研究では質量ともに充実した研究資料を蓄積している。また、教育局の制定法レビューと同じように、州の法規定の動向を紹介する年報が1935年以降刊行されており、教育法研究の分野で重要な役割を果たしてきたと言えよう。

(2) 1960年代～最近の研究動向

1960年代は、教育法研究が全般的にも急速に発展しはじめた時期である。それは、すでに述べたように、大学における「教育法」の開講や学会の設立がこの前後に集中していることから説明されるが、その背景には、これまでにも指摘してきたような、教育関係訴訟や関係法規定の増加がこの時期にますます著しくなったことが上げられる。

裁判上では、1954年の *Brown v. Board of Education* が、また連邦法では、*National Defence Education Act (1958)* や *Elementary and Education Act (1965)* などの制定が、この時期の教育法研究の重要性と中心的課題をよく象徴していると言えよう。

州レベルでも、判例と制定法の増加に対応して、教育法研究の領域の拡大傾向がこの時期にみられる。たとえば、州および地方教育委員会に関する州法規定の研究、教育税についての憲法と法規定の研究、学校統合や生徒輸送に関する制定法規定の研究などが次々に進められた。しかし、研究方法について言えば、これらは従来の研究とほとんど差異はなく、法律の整理によって法制度の態様を明確にすることが研究の主要な課題とされている。

むしろこの時期に注目されるのは、連邦法、とりわけ初等中等教育法 (ESEA) や国防教育法 (NDE) に関する研究である。たとえば ESEA に関するものだけ見ても、博士論文だけでも100点を越

える研究がみられるが、これらの研究の中には、従来のような単なる法律の解釈にとどまらず、たとえば、E. Eidenberg と R. D. Moley の研究⁽⁴⁴⁾のように、この法律が可決されるまでの政治過程を分析するなどの、法社会的な研究もみられるようになったことが注目される。こうした研究は、この後、教育法研究というよりもむしろ、教育政治学 (Politics of Education) という独立した学問領域を形成していくことになる。

70年代以降になると、制定法と判例とで、対象とする領域の法規範をかなり厳密に分析する研究が多く見られるようになる。たとえば、L. Kotin と W. Aikman の研究⁽⁴⁵⁾は、まず義務就学法の歴史的な進展とそれに関係する児童労働法を整理し、次に義務教育の現行制定法上の基礎を分析して、最後に義務就学法を廃止したりあるいは相当に修正することに密接に関係する主要な法律要件と政策とを分析している。また B. D. Walker の研究⁽⁴⁶⁾も義務就学法を対象としているが、彼は、全州を対象にして、義務就学の代替および免除についての制定法規定と判例を分析して、教育の義務と権利の関係についての多様な法律上の原則を提示している。

このように、対象とする領域について、制定法と判例とを詳細に分析しようとする研究が多くみられるようになったことが、この時期の教育法研究の特色であるが、そのような研究上の必要性にも対応して、1976年には、国立教育研究所 (NIE) の援助で、全米の公教育関係の制定法を整理・要約する企画が実現した。この共同研究は、37の領域にわたって州憲法と州法と行政規則を整理したもので、全体が3000ページにもおよぶ膨大な報告資料⁽⁴⁷⁾をまとめている。この企画は、現行の教育関係法規定を総合的に分析する研究の基礎資料作成の意図で実施されており、分析研究の方は、37の領域のうち20の領域について、各州の規定を比較しやすいように表に整理するとともに分析の結果をそれぞれの領域別に要約している⁽⁴⁸⁾。この研究は、教育法の重要性が高まっている中で、現行の教育規定を要約したり比較した組織的かつ総合的な研究が従来存在しなかったという認識から着手されており、現行規定の妥当性の再検討や新しい法律の開発、および州憲法上の責務に一致する教育の立法化などに関わっている、州議員や政策策定者、学者ならびに法律家達にとって、有意義な資料となることが期待されている⁽⁴⁹⁾。

そして実際にもその後すぐに、F. M. Wirt がこの資料を用いて新しいタイプの研究⁽⁵⁰⁾を行った。彼は、50州の憲法、州法、ならびに行政規則の規定内容を数量化することによって、教育に関する州と地方との権限配分の構造を明らかにしようとした。Wirt はこの研究に着手するにあたって、19世紀以降地方の教育において州の権限が拡大し続けてきたにもかかわらず、教育の地方分権の神話が依然として定着していることを指摘し、法規定を実証的に分析することによって、権限配分に関する説得力のあるデータを提示しようとした。

法規定の数量化にあたっては、共同研究グループを編成して50州の規定を領域別に詳細に分析し、36の領域について、集権度の強弱によって0点 (州の権限なし) から6点 (州独占) の7段階⁽⁵¹⁾に分類された点数をつけていく作業が進められた。表8は、そのようにして得られた分析結果の一つをまとめたものである。これは、領域別の全州の平均点を集計した表で、現行の制定法が教育政策のどの領域について多く規定しているか、あるいは州の関与の度合いが強いかをよく示していると思う。たとえば、教員資格認定については州の関与の度合いが最も高く、一方、進級規定や現職教育についてはあまり規定がなされていないことが分かる。

表3 教育政策領域別集権度⁶²⁾

教育政策領域	平均点	教育政策領域	平均点	教育政策領域	平均点
学校の認可	4.50	生徒記録	3.71	入学規定	3.82
学校暦	4.09	教科書	4.35	卒業規定	4.06
教員資格認定	5.49	カリキュラム	4.41	学区組織	3.58
現職教育	2.09	課外活動	2.50	教育の機会均等	3.34
給与表	3.29	図書館	3.51	教育の目的	3.41
教職員人事	4.17	ガイダンス・カウンセリング	3.15	生徒輸送	4.34
学校施設	3.36	職業教育	4.89	財務記録	4.26
学校建設・備品	3.76	成人教育	3.63	アカウントビリティー	3.14
安全・保健基準	4.37	特殊教育	5.09	評価	2.99
学年編成	3.38	実験的プログラム	2.24	生徒一人あたり支出	2.45
進級規定	1.21	生徒一教員比率	3.11	教育債	0.56
履習科目・単位数	2.69	就学規定	4.64	歳入	3.57

Wirt はさらに、州別ならびに地域別に集権度を集計して、教育の権限配分に関する政治学的分析を展開していくのであるが、いずれにしても彼の研究は、従来の教育法研究の分野ではまったく見られなかった、新しいタイプの実証的かつ総合的な研究として評価できると思う。

このような、制定法の規定内容の総合的な分析が進められる一方で、最近また、従来の教育法研究には見られなかった注目すべき研究がみられる。それは、D. Tyack, T. James, A. Benavot の「法律と公教育の形成、1785-1954」⁶³⁾である。この研究は、第一に、公立学校を設立しそれを州の組織として標準化するために、州憲法と法律がどのような役割を果たしたかを調べ、そして第二に、教育法における多数派のための規則と少数派のための権利との緊張関係を、州法と州憲法そして判例についての事例研究によって分析している。そして彼らは、公教育の形成において法律が、①幅広い社会的合意を定義づける尺度として機能してきたこと、②公立学校拡張のための法的枠組を構成し、学校を標準化するために利用されたこと、③諸集団が優勢を競い合う政治的機会を提供してきたこと、④多数派と少数派との関係を統制してきたことなどを結論として指摘している。⁶⁴⁾特に制定法の分析に関して言えば、たとえば州憲法と州法の規定内容を州間で比較し、規定内容の全体的な類似化、複雑化、規範化の傾向を、州集権化の動向に結びつけて説明したり、19世紀後半から20世紀前半にかけての州法のカリキュラム規定を分析しながら、たとえば禁酒教育や聖書講読そして愛国心教育などを立法化することで、多数派がそうした自分達の価値を教育を通じて確立しようとした過程を説明している。このように彼らの研究は、従来の教育法研究には見られなかった、言わば法社会学的なアプローチを取り入れている点で特に注目されると思う。

Ⅰ 結 語

以上みてきたように、米国教育法研究の中で、主に制定法を対象とした研究の歴史はかなり古く、量

的にも、これまでかなりの数の研究が蓄積していることが分かるが、それらの研究方法を見てみるとおおよそ次の二つのタイプに類型化できると思う。

すなわち第一のタイプは、年々制定される新しい法律の規定内容を要約して報告する研究の類型であり、第二のタイプは、多様な教育行政領域のうち特定の領域に関する制定法を、比較的あるいは分析的に研究するタイプである。そして、これまでの研究を歴史的に概観すると、それらのほとんどがこの二つのタイプのいずれかに含まれる⁶⁵⁾と言える。

そういう意味では、制定法による教育法研究の展開は、研究方法に関する限り、歴史的に見てもこれまでほとんど変動はなかったと言えるが、このことは、米国の制定法が常に変動する柔軟性を持っていることと関係していると思う。すなわち、Keesecker が指摘したように、法律の柔軟性を背景として、制定法研究の主要な目的の一つが、より望ましい法規定の開発に向けられており、そうした視点で教育の現行法規定を研究する立場が長く要請されてきたということである。

もっとも、最近の教育法研究の目的や方法をみると、従来の研究と比較してかなり詳細になってきたことに気づく。すなわちそれは、教育に関する法律問題が増加しているのに伴って、争点とされる中心的課題についての法律上の原則を明確化する作業が要求されるようになり、その結果、制定法と判例とで詳細に分析する、言わばオーソドックスなタイプの教育法研究が、教育の多様な領域で進められるようになったということである。

さらにまた、特に最近の教育法研究の中には、Wirt の研究に代表されるような、総合的かつ実証的なアプローチと、Tyack らの研究に代表されるような、法社会学的アプローチとが出現し始めており、これまでの、どちらかと言えば画一的な法解釈的教育法研究と異なって、多様なタイプの研究の進展が期待できると思う。

なお、本稿では、制定法研究の歴史的展開を概観し最近の動向を把握することに努めたが、広義の制定法研究に関しては、まだ膨大な数の研究があると思う。そうした文献の詳細な検討と、判例研究を含めた米国教育法研究の構造的な分析は今後の課題としたい。

注

- 1) 鶴飼信成『現代アメリカ法学』日本評論新社、昭和29年、p. 35.
- 2) 米国の教育法研究を紹介したものとしては、次のような文献があるが、いずれも判例研究を中心として論じている。兼子仁「諸外国における教育法研究の展開」『日本教育法学会年報』第3号有斐閣、昭和49年、p. 40。中島直忠「米国教育法の歴史的特質」『日本教育法学会年報』第3号有斐閣、昭和49年、p. 182.
- 3) たとえば、Tinker v. Des Moines Independent School District, 393 U. S. 503, 507 (1969). では連邦憲法の保障規定に反しない限り、州およびその官吏は学校の管理について規定し統制する総合的な権限をもつことが支持された。
- 4) 上原貞雄『アメリカ合衆国憲法の教育規定』風間書房、昭和56年、pp. 305-318.
- 5) M. M. McCarthy and N. H. Cambron, Public School Law, Allyn and Bacon, Inc., 1981, p. 2.
- 6) 詳しくは、拙稿「米国地方学区の法的地位と権限に関する研究」『広島大学教育学部紀要』第一

- 部第32号, 1983, pp. 93-102 を参照されたい.
- 7) たとえば, 兼子仁 前掲論文, 中島直忠 前掲論文, 青木宏治「アメリカ教育法の歴史と広がり」『季刊教育法』第47号, 昭和58年, pp. 119-124. 平原春好「アメリカ教育見聞記(その4)」『季刊教育法』第41号, 昭和56年, pp. 211-216. などがある.
 - 8) 平原春好 前掲論文, p. 212.
 - 9) M. K. Remmlein, *School Law*, McGraw-Hill Co., 1950.
 - 10) N. Edwards, *The Courts and the Public Schools, The Legal Bases of School Organization and Administration*, The University of Chicago Press, 1947.
 - 11) M. M. Chambers, *The First Yearbook of School Law*, Washington, D. C., American Council on Education, 1933. Chamber は, 教育法研究のリーダーとして多数の研究論文を発表している.
 - 12) 戦後1950年に, L. O. Garber によって復刊され, その後1972年からは, 後述する NOLPE によって編集されるようになった. 平原春好 前掲論文, pp. 214-215.
 - 13) D. Tyack, T. James and A. Benavot, *Law and the Shaping of Public Education, 1785-1954*, The University of Wisconsin Press, 1987, p. 215.
 - 14) P. K. Piele ed., *The Yearbook of School Law, National Organization on Legal Problems of Education*, 1975.
 - 15) E. E. Reutter and R. R. Hamilton, *The Law of Public Education*, The Foundation Press, 1970.
 - 16) W. R. Hazard, *Education and the Law*, The Free Press, 1971.
 - 17) L. J. Peterson, R. A. Rossmiller and M. M. Volz, *The Law and Public School Operation*, Harper & Row, Publishers, 1978.
 - 18) D. L. Kirp and M. G. Yudof, *Educational Policy and the Law*, McCutchan Publishing Co., 1974.
 - 19) 青木宏治 前掲論文, p. 121.
 - 20) たとえばテキサス大学では, 学校弁護士の非常勤講師が担当している。The University of Texas at Austin, *Course a Schedule, Fall Semester, 1987*, The University of Texas Publishing Co., 1974.
 - 21) 兼子仁 前掲論文, p. 48.
 - 22) モーリス L. コーエン著, 山本信男訳『アメリカ法の調べ方』成文堂, 昭和51年, p. 1.
 - 23) M. M. Chambers, "School Law", W. S. Monroe ed., *Encyclopedia of Educational Research*, 1952, p. 1089.
 - 24) J. W. Best, *Research in Education*, Prentice-Hall, Inc., 1959, pp. 96-98.
 - 25) R. F. Campbell, L. L. Cunningham and R. F. McPhee, *The Organization and Control of American Schools*, Merril Books, 1965, p. 51.
 - 26) D. Tyack, T. James and A. Benavot, op. cit., p. 59. から作成した.
 - 27) W. W. Keesecker, *Know Your School Law*, U. S. Department of Health, Education and Welfare, Office of Education, *Bulletin*, 1958, No. 8.

- 28) M. M. Chambers, "Legal Research in Education", Review of Educational Research, December, 1939.
- 29) F. B. Hough, Constitutional Provisions in regard to Education in the Several American Union, U. S. Bureau of Education, Circular No. 7, 1875.
- 30) E. W. Parsons, Educational Legislation and Administration of the Colonial Government, 1899.
- 31) W. S. Deffenbaugh and W. W. Keesecker, Compulsory School Attendance Laws and their Administration, U. S. Department of the Interior, Office of Education, Bulletin, 1935, No. 4.
- 32) J. K. Flanders, Legislative Control of the Elementary Curriculum, Contributions to Education, No. 195, Teachers College, Columbia University, 1925.
- 33) C. J. Tidwell, State Control of Textbooks with Special Reference to Florida, Contributions to Education, No. 299, Teachers College, Columbia University, 1928.
- 34) F. H. Swift and B. L. Zimmerman, State School Taxes and School Funds and Their Apportionment, U. S. Department of the Interior, Bureau of Education, Bulletin, 1928, No. 29.
- 35) W. S. Deffenbaugh and W. W. Keesecker, op. cit., p. 1.
- 36) J. M. Matzen, State Constitutional Provisions for Education, Contributions to Education, No. 462, Teachers College, Columbia University, 1937.
- 37) M. M. Chambers, "School Law", p. 1089. など. その他, 教育法文献を紹介したものでよく言及されている.
- 38) J. B. Edmonson, The Legal and Constitutional Bases of the Public School System in Michigan, Public-Sch., 1926.
- 39) C. G. Leech, The Constitutional and Legal Basis of Education in New Jersey, Science Press, 1932.
- 40) 教育法のほとんどすべての領域について, 彼の手による制定法報告集が教育局から出版されており, そうした文献は彼自身による教育法文献紹介に記載されているものだけでも17編ある.
- 41) W. W. Keesecker and M. D. Davis, Legislation Concerning Early Childhood Education, U. S. Government of Printing Office, Office of Education, Panflet No. 47, 1935.
- 42) W. W. Keesecker, Legal and Regulatory Provisions Affecting Secondary Education, U. S. Government of Printing Office, Office of Education, Bulletin 1932, No. 17, Monograph No. 9.
- 43) W. W. Keesecker, op. cit., "Know Your School Law", p. 3.
- 44) E. Eidenberg and R. D. Moley, An Act of Congress, W. W. Norton & Co., 1969.
- 45) L. Kotin and W. F. Aikman, Legal Foundations of Compulsory School Attendance, Kennikat Press, 1980.
- 46) B. D. Walker, Compulsory School Attendance: Alternatives and Exemptions Provided by Statutory and Cases Law in Each of the Fifty States, University of Cincinnati, Ed.

D., 1976, Xerox University Microfilms.

- 47) The Lawyers' Committee for Civil Rights Under Law, A Compendium of State Legal Standards for the Provision of Public Education, 1974-1975, National Institute of Education, 1976.
- 48) The Lawyers' Committee for Civil Rights Under Law, A Study of State Legal Standards for the Provision of Public Education, National Institutes of Education, 1974.
- 49) Ibid., pp. 2-3.
- 50) F. M. Wirt, "School Policy Culture and State Decentralization" in J. Scribner, ed., The politics of Education, University of Chicago Press, 1977, pp. 164-187. "What State Laws Say About Local Control", Phi Delta Kappan, April, 1978, pp. 517-520.
- 51) 次の7段階に類型化している。0. 州権限の欠如, 1. 放任的地方自治, 2. 命令的地方自治, 3. 広範囲の地方裁量, 4. 地方裁量の制限, 5. 地方裁量の排除, 6. 州独占。詳しくは, 加治佐哲也「アメリカ教育行政における州一地方の関係」『日本比較教育学会紀要』第13号, 1987, pp. 42-5. を参照されたい。
- 52) F. M. Wirt, op. cit., 1977, pp. 169-171.
- 53) D. Tyack, T. James and A. Benavot, op. cit..
- 54) Ibid., p. 195.
- 55) M. M. Chambers, "School Law", p. 1089.